

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1の14の項中「札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業」を「札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業」に改める。
- (2) 別表2の7の項中「生活保護関係情報」を「障害者関係情報、生活保護関係情報」に改め、「外国人生活保護関係情報」の次に「、療育手帳関係情報」を加え、同表22の項中「札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業」を「札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業」に改め、「障害者自立支援給付関係情報又は」を削り、同表28の項の次に次のように加える。

28の2 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	------------------------

- (3) 別表2備考16中「札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業の実施に関する情報」の次に「、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する情報」を加え、「、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する情報」を「、札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業の実施に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、本市において新たに個人番号を利用することができる事務等を定めるため、本案を提出する。